令別表第１項判定フローチャート

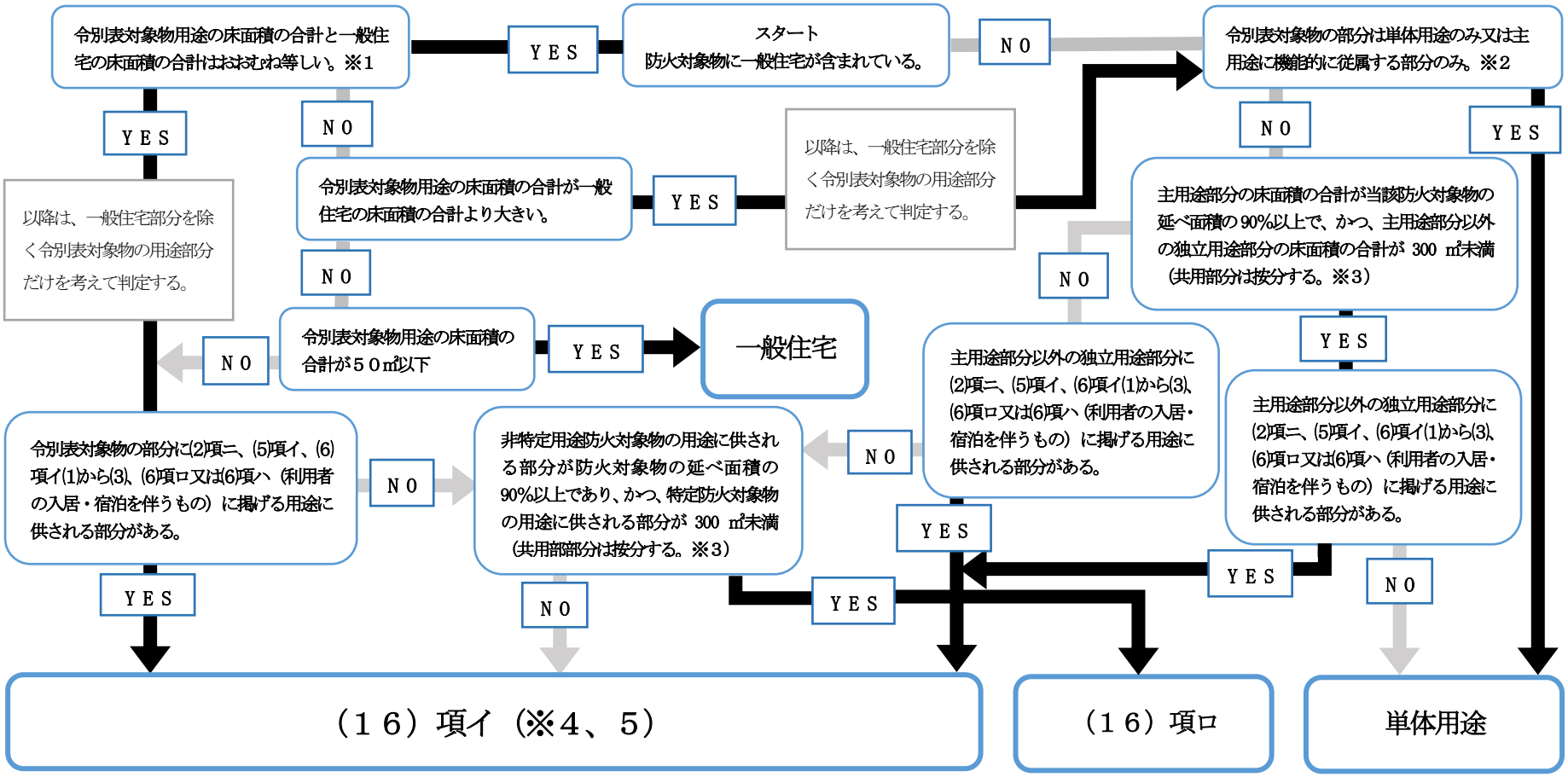

※1　おおむね等しいとは、その差が10%以内であることで、次のような場合をいう。
一般住宅　A㎡、
令別表対象物の用途部分　B㎡
A／(A＋B)－B／(A＋B)≦0.1
※　令別表対象物の用途部分の面積が一般住宅より大きい場合でもおおむね等しいものである。

※2　主たる用途に機能的に従属する部分（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号通知別表）とは、次の１から３までの全てに適合するものをいう。
1　管理権原を有するものが同一であること。
2　利用者が同一であるか又は密接な関係にあること。
3　利用時間がほぼ同一であること。

※3　複合用途対象物の按分は次のとおり。（単位：㎡）

A用途の面積
A＋A／(A＋B)×D＋A／(A＋B＋C)×E
B用途の面積
B＋B／(A＋B)×D＋B／(A＋B＋C)×E
C用途の面積
C＋C／(A＋B＋C)×E

A用途 A㎡	A・B 共用部分 D㎡	B用途 B㎡
A・B・C共用廊下　E㎡		
C用途　C㎡		

※4　(16)項イのうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の 10 分の１以下であり、かつ、300 ㎡未満であるものは、小規模特定用途複合防火対象物として取扱う。

※5　(6)項イ(1)から(4)までの詳細分類が２以上存することのみによって、複合用途防火対象物として取扱わないこと。（(6)項ロ及び(6)項ハにおいて同じ。）